

■ 審議会 > 宮古市総合福祉センター運営協議会

所掌事項

宮古市総合福祉センター条例第15条の規定により宮古市総合福祉センターの適正な管理及び運営について審議すること。

設置根拠

宮古市総合福祉センター条例第15条

設置年月日

H17.6.6

委員定数

12人以内

委員任期

2年

現任委員発令日

現任委員任期満了日

担当課

保健福祉部福祉課

TEL : 0193-62-2111 内線 1221

FAX : 0193-62-7422

E-mail : fukusi@city.miyako.iwate.jp

備考